

一 労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件

(平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第二条第二項及び第三条第二項の規定の適用については、第二条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。第二号及び次条第二項において同じ。）」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等及び特定承継会社等」と、第三条第二項中「規定する者」とあるのは「規定する者及び特定承継会社等」と、同項第二号中「労働金庫等」とあるのは「労働金庫等及び特定承継会社等」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

二 労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条において同じ。)」と、第二条中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社」とする。</p>	<p>(新設)</p>

三 労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第二項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第四号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第二号及び第二条第二号の規定の適用については、第一条第二号中「又は告示」とあるのは、「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次条第二号において同じ。）」と、第二条第二号中「又は告示」とあるのは、「告示」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（新設）</p>

四 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準

(平成十八年金融庁・厚生労働省告示第七号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〔特定承継会社に係る特例〕</p> <p>第十六条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第七号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

五 合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件

(平成二十六年金融庁・厚生労働省告示第七号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第六条の規定の適用については、同条中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p>